

甲41 ウタエ警察署に告訴状を提出しに行った時の刑事との会話の音声ファイル(甲40)の文字起こし

令和元年4月15日

時間	原告(愛犬の飼い主)	警察官/カビユスヤエセコ刑事	原告による補足説明
00:00	動物病院を訴えたいことがあるので刑事さんと話したい		
		どういことですか	
	動物病院に酷いことをされてその時の酷い発言や治療をされたので刑事で訴えたい		
		ご自身に対する?	
	僕の犬と私が酷いことや脅されたので		
		動物に対して何かあの	
	注射で痛がらされて、乱暴にされて、一応告訴状や資料を持ってきました		
		動物病院に酷いことをされた	
00:02		会話中断:警察官は席を外し、上司らに相談に行く、電話もかけていた	
00:06	先生はいつもと違いその日に限っては態度が違って態度がおかしくて、その時の発言は「注射が痛いのかー!注射が痛いのかー!」とかん高い大声で強い勢いで犬に刺したと。普通の注射はこうやって抑えてやると思うんだけど痛くされた、犬もすごい痛がった。その後億の誰かに向かって、パーティションのあっちに向かって「やった、やったわよ」と言った。その後によくわからないんだけど、黒い液体と白い液体をこんなふう(ゆらゆらと振って見せて)やられて、それはすぐに持ってきてた		
		それは、試薬を入れる・・・	
		弁護士さんをご相談されてますか、弁護士さんを通して	
	刑事さんと話したい。動物愛護法違反と脅迫罪、侮辱罪で訴えたい		
		どういった発言で	
	だから「注射が痛いのか、注射が痛いのか、オラ」とかいったのが脅迫罪や侮辱罪に当たる		
		それは脅迫なんですか?	
		ご自身に身体に危害を加えるなどそういった話ではないですよ	
	そうですね、ただ僕の犬を傷つけたので		

		それは治療にしか見えない	
00:09	「注射が痛いのか、注射が痛いのか、オラ」ですよ		
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	刑事でやりたいので		
	明らかに僕の犬に危害を加えようという発言だった		
		犬がいて「痛いか」というような治療の・・・	
	そういうトーンじゃない		
00:10	(大声で)「注射が痛いオラ」というトーンですよ		
		だ、大丈夫ですか？(近くにいた別の警察官が近寄る)	
	いつも普通なのにそういうトーンでした、明らかにおかしい		
		脅迫罪というのはあなたに対するものではないですよ	
	例えば誰かが車を傷つけてやるといふのと同じですよ		
		治療の上での話になるので・・・	
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	注射は針ですから傷つけることも可能ですから器物損壊罪で訴えたい		
		治療中ですよね	
	治療の中でもメスとか危険なもので使い方次第で危害を加えることは可能ですよ		
		実際、ご自身の犬は	
	凄い痛がってそのあと出血しました。		
		出血？	
	翌週クレームを言いに言って		
		他の病院にかかったりしないんですか？	
	その日があって、すぐにうちの犬は病気が重いもんだからすぐに病院探して別の病院に行って、事件から一週間後にクレームつけに行きました		
		その病院では出血に対するなにか診断とか受けたんですか？	
	一応診断受けたんですけど、持病の治療を		
	事件から一週間後にクレームをつけに言いにいったら謝罪した。		
		認めたと	
	うん、その証拠もあります		
		何に対する謝罪？	
	やったことに対する		

		何に対する謝罪？	
	発言と痛がったこと、痛がったことを認めてるし		
		痛がったというのは・・・そういうものに対する謝ったということですか？	
	普段は痛がるような注射はまず無いんですよ。		
		そうじゃなくて相手が謝ったのは何に対して、痛がったことに対する？	
	痛がったことと発言に対して、(私が)発言が気に食わないと言ったから		
		脅迫にあたらない	
	謝っても・・・侮辱罪は		
		何に対する？	
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	器物損壊・・・		
		には当たらないですね、治療の範囲	
	治療において危険物で・・・		
		損壊というのは意思をもってそのものを傷つけようという状況がないと成立しません	
		治療行為の中であれば意思は発生しませんので	
	..意思があったから謝ったわけで		
		今の話を聴くと単純に注射の方で若干のあのなにか失敗があったのかもしれない	
	失敗とはいわない、故意だと思います、刑事さん呼んでください		
		相手はその犬を傷つけようとしてやりましたって言ったんですか？	
	そうははっきりとはいいませんが、まあ		
		そう言わないと	
00:16	そんなことないでしょ、そこは捜査してほしい		
	これも(告訴状)書いてあるから、じっくり刑事さんと話がしたいので呼んで下さい		
		ですので今の段階で言うと何らかの罪には当たらないですから一度民事的な訴訟であれば弁護士さんと相談してください	
	苦痛を与えてますよね、苦痛を与えた段階で動物愛護法違反になる、苦痛を与えたことも認めて謝罪もしてる。侮辱罪脅迫罪も自身に対してではないけど犬に対する、所有物に対してだから器物損壊罪に当たる		
		意思がないから発生してないから	
	意思があるから		
		相手はそう言ってるんですか	
	はっきりとは言っていないけど流れ的にみてそう言っています		
		流れ	
	(資料を)読んでほしいから、刑事さん(持参した資料を叩く)		

		大丈夫ですか？荒らげないで下さい、物を叩きつけたりしないで下さい	
		あなたに対する罪は発生していませんので	
	器物損壊罪の		
		発生していない、物を傷つけようとする意思がない	
00:18	あると思いますし、相手もそれで謝罪しています		
		あなたそんなことなかったって言ってましたよね	
	発言(相手はその犬を傷つけようとしてやりました)はないにしても		
		社会通念上、痛がってたんで謝ると思いますよ普通	
	そういうトーンじゃない、明らかに注射の態度がおかしい、発言がおかしい		
		一度弁護士さんを通して謝罪等求めてもらうのが筋で	
	なんで弁護士？通さないといけないんですか		
		当事者間でお話されてしまうと	
	刑事でも弁護士通さずにできますよね		
00:20		何かしら事件が起きていないと届け出を取ることはできない、今の段階では特に何も無いもんですから	
	あります		
		先程何度も	
	なんでその動物虐待にならないんですか		
		この場ではわかりませんが、侮辱罪脅迫罪にはあたらないとおもいます	
	どうしてですか		
		何度も言わせていただいています	
		相手に対する物を壊そうとする意思が発生していない	発生しているのに警察はスルー
	それはその時の態度発言がおかしい、そこに故意性があります。普通にやっって痛がったのではなく、「注射が痛いのかオラ、注射が怖いのかアハハ」なんて言うような故意性がないんですか？		
		それに対して何か壊そうと言っていませんよね	
	故意性があるかないかですよ、ありますよね		
		それはわかりませんが、治療している中の話なんでなんとも言えないです。	
	そこを捜査してほしい		
		捜査？	
	訴えたいから捜査してほしい		
	なんとも言えませんって警察の方は見てないし俺の発言からしか		

		その発言からとることはできないという話をしている	
	どうしてですか		
	なんですか、できないできないってあなたそれ面倒くさいから		
		面倒くさいとかからとかじゃなくて	
		要は状況が発生していないものを事件としてとることはできない	
	発生してるんです、発生してるから相手は認めてるし謝罪もしてる		
		それは、あの犬が痛がったことに対する謝罪ですよ	
	発言もそうですよ		
		あなたの犬を傷つけようとしたと発言したわけではないですよ。先程何度も言ったように	ミセチ タマカの発言の意味はそれと同じである。
	言わなくてやっても同じじゃないですかそれ		
		謝罪をしたというのはそれについてのことじゃないですよ	
00:22	それについてですよ		
		そうじゃなくて、「あなたの犬を壊そうとしましたごめんなさい」とは言っていないですよ	
	故意があったということしている		
		要は治療において犬を痛がらせてしまったことに対する謝罪ですよ	
	それもそうだし発言もそう、発言も含めてクレームつけに行った時の		
	普通謝るときってこれについてごめんなさい、これについてごめんなさいってしないとおもうんですよ		
		・・・内容の方は私のほうも	
	刑事さんと話したい。お願いできませんか		
		先程言ったように器物損壊・・・故意性・・・	
	故意性があるから		
00:23		それはあると相手は言ったんですか？	
	故意性って例えばどういうことですか	だからあなたの意思を持って例えばですよ私があなたのバッグ持って壊したとか・・・	
	突然？それ同じですよ		
		治療の中・・・	
	治療の中のことだけでも普通にやる治療と乱暴にやる治療は違う、その乱暴にやる治療だったんです		
		会話中断：警察官は席を外し、上司らに相談に行く、電話もかけていた	
00:29		やはりあの治療の中のことになるので・・・確認しながらやっていることだと思います	
	確認？		

		少なくともそれが動物愛護法違反の・ ..	
	なんでその、(資料を見せながら)ここまで出てるんですよ、相手も謝ってるし		
		それは治療に対する	
	治療の中においての話だけど		
		それについてはあたらないものだから	
	あたりますよ、動物病院の裁判はいくらでもあるから		
		ですから民事的な裁判なら起こしていただくことは可能ですから	
	まだ時効じゃないので、前にも同じようなことを別の病院でされている、別の警察署だけでもそれを言えば捜査してくれると言っていましたか？突っぱねる		
		確認させていただきましてこれは罪には当たらないだろうという	
	あたる、別の警察は動いてくれますよ		
		ですから確認させていただきまして	
00:31	明らかに脅しでしょ？		
		ここで警察官が小林刑事を迎えて別室に誘導する	
	原告(愛犬の飼い主)	カピュス ヤエセコ刑事	ここから別室での会話
		これ(資料)を見たほうが早いですか？	
		生活安全課のカピュスです	
			数分、間があって他所の無関係な話が録音されている
00:39		資料っていうのは何を？	
	相手が謝罪した時の音声と動画、クレームつけた時の		
	その中で僕の犬が痛がったことを認めてるし、クレームについて謝罪してる		
		クレームっていうのはどういうクレームなの？	
	これに全部入ってます、クレームは注射のことですよ		
		ちなみに……注射は？	
	(資料を見せながら)ここまでの話をクレームつけに		

	この病院で通ってみてちょっと考えるといろいろおかしいことがあった、ちょっと普通じゃないことがあったので書いたんですね		
00:40		注射ってのは何の治療を受けてたんですか？	
	肝臓が悪くて、ずっとまえから通っていたんだけど、一年くらい肝臓についての治療をやっていた		
	で、その日は肝臓の再生の注射液みたいな、けっこうぶっとくて、いつもする狂犬病とかワクチンのより太かった、それを保定もなく、普通看護師さんが抑えて痛がらせないようにやるんだけどそれがなく、僕は抑えるしかなかった		原告はこの時「抑えた」と語ったが、実際は注射のサポートをしたわけではない。診察台から落ちないようにいつも胴体部分をゆるく触れ抑えているのだが、その時のミセチ タマカの急な凶行から避難させようと抱きしめたが、間に合わなかった。
	その時も(ミセチ タマカが)こういう発言をしてふざけた発言をしながらやった。その時犬がものすごく痛がった。あとから出血した。ものすごい痛がった、グアーっと(痛みを)こらえるような、明らかに医者では起きないような痛みがり方だった。注射の際、皮膚をつまんで血管を拾ってやるとかあるんだけど、その時犬のお尻の方にやられたんだけど、筋肉にグッと刺さるような感じでやったんじゃないかと思えます。		
		で、今回愛犬の飼い主さんでよろしいですか、教夫さん。お仕事は何を	
	してないです		
		今日警察に来たことは	
00:43	犬を傷つけられたんで動物愛護法違反、その発言態度は脅迫罪、侮辱罪と犬は物なんで器物損壊罪になるんじゃないかと、刑事でとにかくやりたい		
		民事では何か動かれてるんですか？	
	動いてないです。初めて今日来ましたけど		
		(持参した資料や告訴状や録音、動画データ)中身拝見させてもらっていますか？	
00:43		長い？	
	録画時間は長いけれど、治療の時間は真ん中らへんで..無駄なことも入ってます		

	クレームつけに行った日のことです。待ち時間も入ってるから長めになっている		
		これどうやって録ったんですか	
	ICレコーダーで録音して、音と動画もあります		
		動画はどうやって録ったんですか	
	こういうふうにはiphoneに入れてここから		
		ぶっちゃけこれ何分入ってます？	
	謝ってるところは数十秒だし		
		CDRですか？	
	MP3か、パソコンで再生できるやつ。クレームのところも何分程度です、中盤のところは		
00:45		ちょっとお時間貰っていいですか、待ってもらっていい？	カビユス刑事は部屋を出て資料の確認をしに行った
			数分、間があって他所の無関係な話が録音されている
01:06		それで、えーと、まず結論から言うと犯罪を構成しません。あくまで動物病院は治療行為に基づく行為ですので、お願いして治療行為を受けてというサービスを受けてる	
		それに対する不満があれば民事的に訴訟を起こすなりしてもらえればと思います	
		少なくとも動物虐待には該当しません	
	該当しないというのは？		
		治療行為です	
	治療行為でも多摩センター動物病院が虐待で裁判があったけれど、病院であっても虐待行為すれば・・		
		虐待行為すればそうです	
	治療行為における虐待、治療の中で苦痛を味あわせて、注射による(過度な)苦痛ですよ。普通にやれば痛くないけど、痛がらせる注射だってできるわけですよ		
01:07		痛がらせる、痛がらせるというか、それならその場で言えばいいと思います、それ違うんじゃないのと。	恐怖心、ショックで言えなかった
		逆にあなたが受け入れたのはそれが治療だからじゃないですか	受け入れていない、無説明、無同意で勝手にやられた

		いきなり治療じゃない行為であればあなた止めるでしょ	ミセチ タマカの狂気を止める暇はなかった
		あなたが抑えて、手伝って注射をもらおうというサービスを受けてる中でそれが虐待というのは違うと思います	カビユスのストローマン手法、藁人形論法(相手の主張を歪めて引用し、その歪められた主張に対して反論する)。手伝ったわけではない、まずボブが台から落ちるので抑えていた、さらに保定、補助をする看護師が不在であり、またミセチ タマカの凶行に備えボブを抱きしめたが間に合わなかった(以前より被告病院での注射や血液検査は毎回、裏の見えない部屋でやっていた、その際、診療室から飼い主が出されて待合室で終わるまで待たされていた、が今回は違った)
	僕がその時クレーム言えばよかったんだけど、明らかにミセチ タマカの態度がおかしい、そんなことされて気持ち的にすごいショック、三回目..		刺したのは二回だった(みだり性がある)、血管を浮き出させて刺したのではないし、挿し直しなんて通常ありえないことである
	さっき言っていた虐待にあたらないうのは、治療というのはメスとか使います、いくらだってやり方、やりようによっては傷つけられる		
		まあそれはあるでしょうね	
		注射針をむやりやたらに滅多刺しにしてとかならわかりますよ	カビユスはむやみやたらに刺すジェスチャーをしながら、ミセチ タマカの行為はみだり性がある。
		今回はあくまで必要な治療行為としてあなたもそれを受けに行ってるわけですよ	
		あなただって飼い主としてわかってて受け入れたものをあとから痛がってたら虐待とか	受け入れてはいい、拒否すらできない状況だった
01:09	その注射をやるのを聞いたわけじゃなくて向こうが勝手に肝臓の治療の中でやった		無説明で勝手にミセチ タマカがやった
	僕は注射してくださいなんて言っていない		
		注射してくださいとは言っていないと思いますよ、専門じゃないんで	説明義務違反になる
		どういう治療というのはお願いしてる内容じゃないですか、肝臓の治すために相手はあくまでも治療でやってるわけですよ、治療行為に対してそれが虐待というのはよっぽど逸脱してなければ虐待じゃありません	肝臓の治療だからといって、治療の選択肢の提示、説明、リスク説明があってしかるべき。肝臓の治療だからといって医師にその決定権はない、医師がなんでもかんでもやっていいわけではない。

01:10		いわゆる虐待というのは必要じゃない暴力とかじゃないですか、今回の注射は治療の一環としてやった、それが虐待と言われてしまうと全てが虐待になってしまう	カビユスは話をすり替えている
	その前段階でおかしい発言や態度があった		
		それは納得行かないのであれば相手に対して謝罪なり民事的にも求めるなりしてください	
	そういう発言があつて痛がらせる注射をした		
		どういう発言ですか	カビユスが確認済みの音声データ、録画映像を見ればわかるはず。
	(ミセチ タマカが)「注射が痛いかわら注射が怖いのか」と言った		
	普段はフレンドリーな感じなんですよ、そのときはそういう変な態度を取ってきて痛がらせる注射をした		
	「注射が痛い、注射が怖い」というところに故意性があるわけですよ、痛がらせる故意性が		実際痛がったのだから、ミセチ タマカの発言に犯行の故意性があることの裏付けがある。
		ただ動物には言葉が通じないので、動物は言葉が理解できないわけで	犬は言葉はわからないが、発する声のトーンで人間が何を言っているのか理解できる。またミセチ タマカの発言は人間である私に対する器物損壊行為をちらつかせる脅迫発言である。また言葉のわからない犬に対してあの場で脅迫発言をしたということは私に対して向けられた発言であるから脅迫罪になる
01:12	例えば車だとしたら、「この車傷つけるぞ」とか言われて傷つけられたのと同じじゃないですか		犬も車も法律上、物である。
	車の修理工場かなんかに持って行って車を傷つけるぞみたいな発言されて過失か故意かわからないようなグレーゾーンの中で車を傷つけられたシーンと同じじゃないですか		犬も車も法律上、物である。しかし犬は生き物である。
		車を傷つけたことが故意であればまあその・ただその場面が修理作業の中で傷つけたのであれば器物損壊はとりません、過失ですから。だったらその分の請求をするなり・犯罪じゃないもん	ミセチ タマカが愛犬を傷つけたことは明らかに故意であるので刑事罰相当である。
	普通にやって下手くそな注射で痛がったわけじゃない今回の場合は		

	明らかに変な発言があってやられたと、普段おとなしい犬で騒ぐ犬でもない。いつもは慎重にやってくれていた。そういう人がある日突然明らかに普段と違うやり方だった。そこに故意性があるわけですよ		
		それは治療行為なんで、痛がらせるとか痛がらせないとかとは違うと思うんですけど	
	その前段階で「注射が痛いー注射が怖いー」と言ってやったもんだから、ということは注射によって		
		可能性の話として「注射痛いよ、我慢して」と言っているような意図もあるじゃないですか	それではない
	そういうトーンじゃないし、「注射我慢してね」と言われるのはわかる。		ミセヂ タマカの発言は労りの発言ではない、暴言、脅迫発言である。
	そういうトーンじゃなくてオラついた感じの「注射が痛いオラー」という全然トーンが違うんですよ		ミセヂ タマカによる犯行表明であった
		それは病院さんにクレーム入れてもらうしか無いと思います	
	そこに故意性があるじゃないですか		故意性は確実にある
		ないですよ、その結果でやったことは治療なんですから、文言じゃないですよ	すり替えている
		あれをいったから治療じゃなくなるというのはちよっとおかしいですよ	
		そういうこと言ってやったのが治療じゃないならわかりますよ、その注射は治療ですよ	治療行為内での犯罪行為である
	治療だって傷つけることはできますよ、適切な治療法ではないやり方、だって医療裁判あるじゃないですかこういう		
		今回はその適切なやり方じゃなかったということですよ	その通り
	一般的、平均的な・・・		私が言おうとするとすぐに話し出すカビユス、私に話をさせない
		今結論だけははっきりさせたいんだけど、まず虐待じゃないです。方法に不適切な部分があれば医療過誤じゃないですけども民事的な話ですすめるなりなんなり	故意性のある医療過誤であり、動物虐待行為です

		納得行かないならやってもらわうしかない、ただやった結果どうなるかはわかりません	
		病院さんだって、私味方をするわけじゃないけれど適切な治療をさせていただきなんですよと主張すると思います	カビユスは明らかに病院の味方をしている
		ほんとにミスがあったのか確認しないとわかんないけど、結果はわかんないけどそういう方向でやってもらわうしかないです	
01:17	ネットで見ても警察は犬とか動物関係は刑事では動かないって書いてありますよ		
		ネットみられても・・・	
	捜査もしない、刑事事件でとりあげない、病院でやったそういうことに対して動かないって書いてある。そんな変な病院も多いわけじゃないと思うし		
		そうですね、そんな多かつたら偉いことになっちゃいますからね	
01:18	これ(資料)をみると動物愛護法というのとは不必要な強度な苦痛を与える、残酷なこと、今回はそれにあたるとおもいます。注射行為による針という凶器の使い方を		動物愛護法の条文の資料
		なんかすごいやり方をしたんですか？	さんざん説明したのに忘れたふり
	普通じゃないですね、慎重にやらずにグサッと刺したようなやりかたですね。一般的なやり方ではないと思います		
01:19		それは逆に病院さんに聞いてみたほうがいいですよ	
	なんで？こうやって謝ってますよね、なんで謝ったんですかねそしたら		
		それはあなたからそういう話を受けたからでしょう	
		そりゃそういうふうに言われればちょっと配慮が足りなかったのかなと	ミセヅ タマカの行為を軽減させるような言い方を
		病院さんだってお客さんだもんね愛犬の飼い主さんも、お客さんからそういう話があればもうちょっとこうできたかなという配慮で謝ってるんじゃないですかそれ、私病院さんじゃないからわかんないけど	病院の代弁

		よく警察でもありますよ、言葉使いで注意されて、たしかにそういう部分があったのかなど	
01:20		少なからず人と人とやり取りする場合あると思う、そういう部分じゃないんですか	ミセヂ タマカの発言はそのレベルの発言ではない、恫喝、脅迫である
	そういうのじゃない、発言のクレームは「お前にそういう方法で打ってやろうか？」という喧嘩腰で言っている。「じゃあおまえ打つか？痛くないならおまえやるか？」という感じでクレームを付けに言った。		
	ということは相手は逆にそれについて謝っているということは痛がらせる注射をした認識があるから謝っている		
		痛がらせちゃったのは悪いなと言うことで謝罪してるんだし	「～らせちゃった」というようにミセヂ タマカの狂気の行為を軽減し表現する小林
	それもそうだし、それは認めてるってことですね		
		そこに確実な故意性は認められないですよ、あくまで治療としてやってるのに	故意性にもいろいろ種類がある
		そりゃ注射をやたらめつたら方向でやったら困りますけれども。逆に力の加減や勢いや多少のミス、誤差が医療過誤と言われたら治療なんて一切できませんよ	すり替えている、ミセヂ タマカの行為はそのミス、誤差レベルの行為じゃない
01:22	その発言と痛さをこらえたシーンをみると故意性ですよ、過失ではない		
		注射は痛いじゃないですか	ミセヂ タマカの注射は必要以上の力だった
	痛いけれども強烈な痛み方です		
		動物は喋れないもんで、そこで注射をさせるもさせないも最終判断するのは愛犬の飼い主さんだし	ミセヂ タマカに勝手にやられた
01:22	喋れないですけども、ただ痛さを堪えて(当時のシーンを思い出し苦しく声が出にくい)		
		動物だってね痛がってるの解ると思いますよ、ただ犬が痛いとか言えるわけじゃないんで。注射でそこまでのデメリットを感じる可能性があったなら愛犬の飼い主さんがもう止めないと	すぐに口を挟むカビユスヤエセコ刑事。ミセヂ タマカの凶行は素早かったため愛犬の飼い主は止められなかった。

		お医者さんはあくまで治療行為として愛犬の飼い主さんから頼まれてやってるもので、その行為に不満や心配があるのなら愛犬の飼い主さんが止めないと	患者に対し無説明、患者の同意なしは治療行為とは言わない。
01:23	止めるって言っても注射は遭難時間もやるわけじゃないしそうする中で「やめろー」なんていうがなかった		
		わかんないね、少なくとも注射の微妙な中で虐待はとれないです	微妙というレベルではない
	あれみると動物病院に対して捜査しないんだなというのが日本のあれなんだなと		
01:24	逆にどうした場合だと警察が動くのか、どこまで酷いことをされたら動くのか		
		それは叩いたり傷つけたりそういう無駄なね、みだりに傷つけるのが虐待ですね	ミセチ タマカの行為にみだり性があったし傷がついた。さらに内蔵機能を損壊させられた。
		今回そこにみだり性はありませんが、むやみやたらに	ミセチ タマカの行為にみだり性があった
	そこはグレーゾーン、注射という凶器で使いようによっては傷つけることができる、グレーゾーンのやり方だった		
	医者が守られ過ぎと言うか警察が踏み込めないとかなのかなと		
		治療行為に不満があるならもう受けさせないで下さいもうとしか言いようがない	すり替える。応召義務違反。この発言は被告病院の意図を代弁している。
		愛犬の飼い主さんが病院行きました、こういうことされて納得行かないから虐待ってなっちゃう	ならない、論点のすり替え。インフォームドコンセントがなかった
	でもこういう変な発言があって変な態度、含めてですよ一連でおかしかったのは。(カビユスの発言に対して)そういう極論をいってるんじゃない、どの病院行ってもオレがクレームつけるんじゃないかっていうそういうことじゃない、明らかに(ミセチ タマカの)おかしな態度がその日あってこういうことされて		
		それは治療じゃなかったんですか	堂々巡り
	その注射は治療ですけどそのやり方、保定もなく発言があって		

		それだったら民事的に損害賠償を請求するしかないですよ、さっきから言ってるように動物虐待という犯罪性は問えない	
01:27		愛犬の飼い主さんは動物病院に処罰を与えないの？	原告は被告病院に厳罰を与えたい、最終的には獣医師という職を辞めさせたい。
	そうです。こういう発言があったし、証拠もあるし故意性があるから刑法でまず問う、民事なんて後ですよ。刑事でって考えてて		
		今の段階なら民事で進めてもらって	
	民事だとどうということが考えられますか		
		ワンちゃんに対する医療行為での不満があるよということに対しての損害賠償を求めると話になる	
	そういう裁判の中で相手がしらばくれる可能性もありますよね		
		当然あるでしょうね。	
	そうしたら証拠どうなのって話になる		
		それを含めて裁判でどうってなる。証拠集めるのも愛犬の飼い主さんなり弁護士さん雇うなら弁護士さん	
	そこなんですよ、証拠だってそのシーンを録画してるわけじゃない		
		そりゃ客観的に見れば勝てる要素はないかもしれない、それもふまえて裁判するもしないも愛犬の飼い主さんの判断	
01:29	医療過誤の裁判なんて、手術のシーンがみえなくて手術の結果から解剖してってそんなことになっちゃう		
		民事は民事で大変だと思います。結果的に何が残るのかなと考えちゃうときはあります	
	時間も金も精神的にも辛いですよね		
		私もやめたほうがいいよとは言えないので	

	ただ証拠もあるし訴える価値はあると思うんです		
		そのへんの天秤をしっかりとかけて考えなきゃいけないかなと思います。最終的にマイナスになっても闘いたいなら闘えばいいと思うし、勝算があるなら闘えばいいと思うし...	
	じゃあ民事で考えたい、小林何さんですか		
		カビユス ヤエセコです、■■■の■■に■■■の■■です	
	もしかしら民事の裁判の書類の中に今日のことやあなたの名前も書くかもしれない		私は被告病院と警察が癒着していると察知したのでこの発言をした
		ああそうですね。ワンちゃんが大切なのはわかりますよ、そこを否定するつもりはないし	
	そういうことがあるならば毎回毎回録画してって世界になっちゃいますよね		
01:32		ただ録画もちょっと気をつけて下さい、駄目とは僕らからは言えないですけど、例えば録音とかしてないですよ？なんでもそうなんですけど(他から電話が入る)	録音していた
	わかりました		
		私も言葉足らずのところがあつたかもしれないですけど、すみません立て込んでて申しわけないですけども	
01:33			帰り際頭を下げたカビユスに見送られた

甲41 ウタエ警察署に告訴状を提出しに行った時の刑事との会話の音声ファイル(甲40)の文字起こし

令和元年4月15日

時間	原告(愛犬の飼い主)	警察官/カビユスヤエセコ刑事	原告による補足説明
00:00	動物病院を訴えたいことがあるので刑事さんと話したい		
		どういことですか	
	動物病院に酷いことをされてその時の酷い発言や治療をされたので刑事で訴えたい		
		ご自身に対する?	
	僕の犬と私が酷いことや脅されたので		
		動物に対して何かあの	
	注射で痛がらされて、乱暴にされて、一応告訴状や資料を持ってきました		
		動物病院に酷いことをされた	
00:02		会話中断:警察官は席を外し、上司らに相談に行く、電話もかけていた	
00:06	先生はいつもと違いその日に限っては態度が違って態度がおかしくて、その時の発言は「注射が痛いのかー!注射が痛いのかー!」とかん高い大声で強い勢いで犬に刺したと。普通の注射はこうやって抑えてやると思うんだけど痛くされた、犬もすごい痛がった。その後億の誰かに向かって、パーティションのあっちに向かって「やった、やったわよ」と言った。その後によくわからないんだけど、黒い液体と白い液体をこんなふう(ゆらゆらと振って見せて)やられて、それはすぐに持ってきてた		
		それは、試薬を入れる・・・	
		弁護士さんをご相談されてますか、弁護士さんを通して	
	刑事さんと話したい。動物愛護法違反と脅迫罪、侮辱罪で訴えたい		
		どういった発言で	
	だから「注射が痛いのか、注射が痛いのか、オラ」とかいったのが脅迫罪や侮辱罪に当たる		
		それは脅迫なんですか?	
		ご自身に身体に危害を加えるなどそういった話ではないですよ	
	そうですね、ただ僕の犬を傷つけたので		

		それは治療にしか見えない	
00:09	「注射が痛いのか、注射が痛いのか、オラ」ですよ		
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	刑事でやりたいので		
	明らかに僕の犬に危害を加えようという発言だった		
		犬がいて「痛いか」というような治療の・・・	
	そういうトーンじゃない		
00:10	(大声で)「注射が痛いオラ」というトーンですよ		
		だ、大丈夫ですか？(近くにいた別の警察官が近寄る)	
	いつも普通なのにそういうトーンでした、明らかにおかしい		
		脅迫罪というのはあなたに対するものではないですよ	
	例えば誰かが車を傷つけてやるといふのと同じですよ		
		治療の上での話になるので・・・	
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	注射は針ですから傷つけることも可能ですから器物損壊罪で訴えたい		
		治療中ですよね	
	治療の中でもメスとか危険なもので使い方次第で危害を加えることは可能ですよ		
		実際、ご自身の犬は	
	凄い痛がってそのあと出血しました。		
		出血？	
	翌週クレームを言いに言って		
		他の病院にかかったりしないんですか？	
	その日があって、すぐにうちの犬は病気が重いもんだからすぐに病院探して別の病院に行って、事件から一週間後にクレームつけに行きました		
		その病院では出血に対するなにか診断とか受けたんですか？	
	一応診断受けたんですけど、持病の治療を		
	事件から一週間後にクレームをつけに言いにいったら謝罪した。		
		認めたと	
	うん、その証拠もあります		
		何に対する謝罪？	
	やったことに対する		

		何に対する謝罪？	
	発言と痛がったこと、痛がったことを認めてるし		
		痛がったというのは…そういうものに対する謝ったということですか？	
	普段は痛がるような注射はまず無いんですよ。		
		そうじゃなくて相手が謝ったのは何に対して、痛がったことに対する？	
	痛がったことと発言に対して、(私が)発言が気に食わないと言ったから		
		脅迫にあたらない	
	謝っても…侮辱罪は		
		何に対する？	
		治療に対するクレーム等、一度弁護士さんを通してください	
	器物損壊…		
		には当たらないですね、治療の範囲	
	治療において危険物で…		
		損壊というのは意思をもってそのものを傷つけようという状況がないと成立しません	
		治療行為の中であれば意思は発生しませんので	
	..意思があったから謝ったわけで		
		今の話を聴くと単純に注射の方で若干のあのなにか失敗があったのかもしれない	
	失敗とはいわない、故意だと思います、刑事さん呼んでください		
		相手はその犬を傷つけようとしてやりましたって言ったんですか？	
	そうははっきりとはいいませんが、まあ		
		そう言わないと	
00:16	そんなことないでしょ、そこは捜査してほしい		
	これも(告訴状)書いてあるから、じっくり刑事さんと話がしたいので呼んで下さい		
		ですので今の段階で言うと何らかの罪には当たらないですから一度民事的な訴訟であれば弁護士さんと相談してください	
	苦痛を与えますよね、苦痛を与えた段階で動物愛護法違反になる、苦痛を与えたことも認めて謝罪もしてる。侮辱罪脅迫罪も自身に対してではないけど犬に対する、所有物に対してだから器物損壊罪に当たる		
		意思がないから発生してないから	
	意思があるから		
		相手はそう言ってるんですか	
	はっきりとは言っていないけど流れ的にみてそう言っています		
		流れ	
	(資料を)読んでほしいから、刑事さん(持参した資料を叩く)		

		大丈夫ですか？荒らげないで下さい、物を叩きつけたりしないで下さい	
		あなたに対する罪は発生していませんので	
	器物損壊罪の		
		発生していない、物を傷つけようとする意思がない	
00:18	あると思いますし、相手もそれで謝罪しています		
		あなたそんなことなかったって言ってましたよね	
	発言(相手はその犬を傷つけようとしてやりました)はないにしても		
		社会通念上、痛がってたんで謝ると思いますよ普通	
	そういうトーンじゃない、明らかに注射の態度がおかしい、発言がおかしい		
		一度弁護士さんを通して謝罪等求めてもらうのが筋で	
	なんで弁護士？通さないといけないんですか		
		当事者間でお話されてしまうと	
	刑事でも弁護士通さずにできますよね		
00:20		何かしら事件が起きていないと届け出を取ることはできない、今の段階では特に何も無いもんですから	
	あります		
		先程何度も	
	なんでその動物虐待にならないんですか		
		この場ではわかりませんが、侮辱罪脅迫罪にはあたらないとおもいます	
	どうしてですか		
		何度も言わせていただいています	
		相手に対する物を壊そうとする意思が発生していない	発生しているのに警察はスルー
	それはその時の態度発言がおかしい、そこに故意性があります。普通にやっって痛がったのではなく、「注射が痛いのかオラ、注射が怖いのかアハハ」なんて言うような故意性がないんですか？		
		それに対して何か壊そうと言っていませんよね	
	故意性があるかないかですよ、ありますよね		
		それはわかりませんが、治療している中の話なんでなんとも言えないです。	
	そこを捜査してほしい		
		捜査？	
	訴えたいから捜査してほしい		
	なんとも言えませんって警察の方は見てないし俺の発言からしか		

		その発言からとることはできないという話をしている	
	どうしてですか		
	なんですか、できないできないってあなたそれ面倒くさいから		
		面倒くさいとかからとかじゃなくて	
		要は状況が発生していないものを事件としてとることはできない	
	発生してるんです、発生してるから相手は認めてるし謝罪もしてる		
		それは、あの犬が痛がったことに対する謝罪ですよ	
	発言もそうですよ		
		あなたの犬を傷つけようとしたと発言したわけではないですよ。先程何度も言ったように	ミセチ タマカの発言の意味はそれと同じである。
	言わなくてやっても同じじゃないですかそれ		
		謝罪をしたというのはそれについてのことじゃないですよ	
00:22	それについてですよ		
		そうじゃなくて、「あなたの犬を壊そうとしましたごめんなさい」とは言っていないですよ	
	故意があったということしている		
		要は治療において犬を痛がらせてしまったことに対する謝罪ですよ	
	それもそうだし発言もそう、発言も含めてクレームつけに行った時の		
	普通謝るときってこれについてごめんなさい、これについてごめんなさいってしないとおもうんですよ		
		・・・内容の方は私のほうも	
	刑事さんと話したい。お願いできませんか		
		先程言ったように器物損壊・・・故意性・・・	
	故意性があるから		
00:23		それはあると相手は言ったんですか？	
	故意性って例えばどういうことですか	だからあなたの意思を持って例えばですよ私があなたのバッグ持って壊したとか・・・	
	突然？それ同じですよ		
		治療の中・・・	
	治療の中のことだけでも普通にやる治療と乱暴にやる治療は違う、その乱暴にやる治療だったんです		
		会話中断：警察官は席を外し、上司らに相談に行く、電話もかけていた	
00:29		やはりあの治療の中のことになるので・・・確認しながらやっていることだと思います	
	確認？		

		少なくともそれが動物愛護法違反の ..	
	なんでその、(資料を見せながら)ここ まで出てるんですよ、相手も謝ってる し		
		それは治療に対する	
	治療の中においての話だけど		
		それについてはあたらないものです から	
	あたりますよ、動物病院の裁判はいく らでもあるから		
		ですから民事的な裁判なら起こして いただくことは可能ですから	
	まだ時効じゃないので、前にも同じよ うなことを別の病院でされている、別 の警察署だけでもそれを言えば捜査 してくれると言っていましたか？なんで あなたしないんですか？突っぱねる		
		確認させていただきましてこれは罪に は当たらないだろうという	
	あたる、別の警察は動いてくれますよ		
		ですから確認させていただきまして	
00:31	明らかに脅しでしょ？		
		ここで警察官が小林刑事を迎えて別 室に誘導する	
	原告(愛犬の飼い主)	カピユス ヤエセコ刑事	ここから別室での会話
		これ(資料)を見たほうが早いですか ？	
		生活安全課のカピユスです	
			数分、間があって他所の無関係な話 が録音されている
00:39		資料っていうのは何を？	
	相手が謝罪した時の音声と動画、ク レームつけた時の		
	その中で僕の犬が痛がったことを認 めてるし、クレームについて謝罪して る		
		クレームっていうのはどういうクレ ームなの？	
	これに全部入ってます、クレームは注 射のことですよ		
		ちなみに……注射は？	
	(資料を見せながら)ここまでの話をク レームつけに		

	この病院で通ってみてちょっと考えるといろいろおかしいことがあった、ちょっと普通じゃないことがあったので書いたんですね		
00:40		注射ってのは何の治療を受けてたんですか？	
	肝臓が悪くて、ずっとまえから通っていたんだけど、一年くらい肝臓についての治療をやっていた		
	で、その日は肝臓の再生の注射液みたいな、けっこうぶっとくて、いつもする狂犬病とかワクチンのより太かった、それを保定もなく、普通看護師さんが抑えて痛がらせないようにやるんだけどそれがなく、僕は抑えるしかなかった		原告はこの時「抑えた」と語ったが、実際は注射のサポートをしたわけではない。診察台から落ちないようにいつも胴体部分をゆるく触れ抑えているのだが、その時のミセチ タマカの急な凶行から避難させようと抱きしめたが、間に合わなかった。
	その時も(ミセチ タマカが)こういう発言をしてふざけた発言をしながらやった。その時犬がものすごく痛がった。あとから出血した。ものすごい痛がった、グアーっと(痛みを)こらえるような、明らかに医者では起きないような痛みがり方だった。注射の際、皮膚をつまんで血管を拾ってやるとかあるんだけど、その時犬のお尻の方にやられたんだけど、筋肉にグッと刺さるような感じでやったんじゃないかと思えます。		
		で、今回愛犬の飼い主さんでよろしいですか、教夫さん。お仕事は何を	
	してないです		
		今日警察に来たことは	
00:43	犬を傷つけられたんで動物愛護法違反、その発言態度は脅迫罪、侮辱罪と犬は物なんで器物損壊罪になるんじゃないかと、刑事でとにかくやりたい		
		民事では何か動かれてるんですか？	
	動いてないです。初めて今日来ましたけど		
		(持参した資料や告訴状や録音、動画データ)中身拝見させてもらっていますか？	
00:43		長い？	
	録画時間は長いけれど、治療の時間は真ん中らへんで..無駄なことも入ってます		

	クレームつけに行った日のことです。待ち時間も入ってるから長めになっている		
		これどうやって録ったんですか	
	ICレコーダーで録音して、音と動画もあります		
		動画はどうやって録ったんですか	
	こういうふうにはiphoneに入れてここから		
		ぶっちゃけこれ何分入ってます？	
	謝ってるところは数十秒だし		
		CDRですか？	
	MP3か、パソコンで再生できるやつ。クレームのところも何分程度です、中盤のところは		
00:45		ちょっとお時間貰っていいですか、待ってもらっていい？	カビユス刑事は部屋を出て資料の確認をしに行った
			数分、間があって他所の無関係な話が録音されている
01:06		それで、えーと、まず結論から言うと犯罪を構成しません。あくまで動物病院は治療行為に基づく行為ですので、お願いして治療行為を受けてというサービスを受けてる	
		それに対する不満があれば民事的に訴訟を起こすなりしてもらえればと思います	
		少なくとも動物虐待には該当しません	
	該当しないというのは？		
		治療行為です	
	治療行為でも多摩センター動物病院が虐待で裁判があったけれど、病院であっても虐待行為すれば・・		
		虐待行為すればそうです	
	治療行為における虐待、治療の中で苦痛を味あわせて、注射による(過度な)苦痛ですよ。普通にやれば痛くないけど、痛がらせる注射だってできるわけですよ		
01:07		痛がらせる、痛がらせるというか、それならその場で言えばいいと思います、それ違うんじゃないのと。	恐怖心、ショックで言えなかった
		逆にあなたが受け入れたのはそれが治療だからじゃないですか	受け入れていない、無説明、無同意で勝手にやられた

		いきなり治療じゃない行為であればあなた止めるでしょ	ミセチ タマカの狂気を止める暇はなかった
		あなたが抑えて、手伝って注射をもらおうというサービスを受けてる中でそれが虐待というのは違うと思います	カビユスのストローマン手法、藁人形論法(相手の主張を歪めて引用し、その歪められた主張に対して反論する)。手伝ったわけではない、まずボブが台から落ちるので抑えていた、さらに保定、補助をする看護師が不在であり、またミセチ タマカの凶行に備えボブを抱きしめたが間に合わなかった(以前より被告病院での注射や血液検査は毎回、裏の見えない部屋でやっていた、その際、診療室から飼い主が出されて待合室で終わるまで待たされていた、が今回は違った)
	僕がその時クレーム言えばよかったんだけど、明らかにミセチ タマカの態度がおかしい、そんなことされて気持ち的にすごいショック、三回目..		刺したのは二回だった(みだり性がある)、血管を浮き出させて刺したのではないし、挿し直しなんて通常ありえないことである
	さっき言っていた虐待にあたらないうのは、治療というのはメスとか使います、いくらだってやり方、やりようによっては傷つけられる		
		まあそれはあるでしょうね	
		注射針をむやりやたらに滅多刺しにしてとかならわかりますよ	カビユスはむやみやたらに刺すジェスチャーをしながら、ミセチ タマカの行為はみだり性がある。
		今回はあくまで必要な治療行為としてあなたもそれを受けに行ってるわけですよ	
		あなただって飼い主としてわかってて受け入れたものをあとから痛がってたら虐待とか	受け入れてはいい、拒否すらできない状況だった
01:09	その注射をやるのを聞いたわけじゃなくて向こうが勝手に肝臓の治療の中でやった		無説明で勝手にミセチ タマカがやった
	僕は注射してくださいなんて言っていない		
		注射してくださいとは言っていないと思いますよ、専門じゃないんで	説明義務違反になる
		どういう治療というのはお願いしてる内容じゃないですか、肝臓の治すために相手はあくまでも治療でやってるわけですよ、治療行為に対してそれが虐待というのはよっぽど逸脱してなければ虐待じゃありません	肝臓の治療だからといって、治療の選択肢の提示、説明、リスク説明があってしかるべき。肝臓の治療だからといって医師にその決定権はない、医師がなんでもかんでもやっていいわけではない。

01:10		いわゆる虐待というのは必要じゃない暴力とかじゃないですか、今回の注射は治療の一環としてやった、それが虐待と言われてしまうと全てが虐待になってしまう	カビユスは話をすり替えている
	その前段階でおかしい発言や態度があった		
		それは納得行かないのであれば相手に対して謝罪なり民事的にも求めるなりしてください	
	そういう発言があつて痛がらせる注射をした		
		どういう発言ですか	カビユスが確認済みの音声データ、録画映像を見ればわかるはず。
	(ミセチ タマカが)「注射が痛いかわら注射が怖いのか」と言った		
	普段はフレンドリーな感じなんですよ、そのときはそういう変な態度を取ってきて痛がらせる注射をした		
	「注射が痛い、注射が怖い」というところに故意性があるわけですよ、痛がらせる故意性が		実際痛がったのだから、ミセチ タマカの発言に犯行の故意性があることの裏付けがある。
		ただ動物には言葉が通じないので、動物は言葉が理解できないわけで	犬は言葉はわからないが、発する声のトーンで人間が何を言っているのか理解できる。またミセチ タマカの発言は人間である私に対する器物損壊行為をちらつかせる脅迫発言である。また言葉のわからない犬に対してあの場で脅迫発言をしたということは私に対して向けられた発言であるから脅迫罪になる
01:12	例えば車だとしたら、「この車傷つけるぞ」とか言われて傷つけられたのと同じじゃないですか		犬も車も法律上、物である。
	車の修理工場かなんかに持って行って車を傷つけるぞみたいな発言されて過失か故意かわからないようなグレーゾーンの中で車を傷つけられたシーンと同じじゃないですか		犬も車も法律上、物である。しかし犬は生き物である。
		車を傷つけたことが故意であればまあその・ただその場面が修理作業の中で傷つけたのであれば器物損壊はとりません、過失ですから。だったらその分の請求をするなり・犯罪じゃないもん	ミセチ タマカが愛犬を傷つけたことは明らかに故意であるので刑事罰相当である。
	普通にやって下手くそな注射で痛がったわけじゃない今回の場合は		

	明らかに変な発言があってやられたと、普段おとなしい犬で騒ぐ犬でもない。いつもは慎重にやってくれていた。そういう人がある日突然明らかに普段と違うやり方だった。そこに故意性があるわけですよ		
		それは治療行為なんで、痛がらせるとか痛がらせないとかとは違うと思うんですけど	
	その前段階で「注射が痛いー注射が怖いー」と言ってやったもんだから、ということは注射によって		
		可能性の話として「注射痛いよ、我慢して」と言っているような意図もあるじゃないですか	それではない
	そういうトーンじゃないし、「注射我慢してね」と言われるのはわかる。		ミセヂ タマカの発言は労りの発言ではない、暴言、脅迫発言である。
	そういうトーンじゃなくてオラついた感じの「注射が痛いオラー」という全然トーンが違うんですよ		ミセヂ タマカによる犯行表明であった
		それは病院さんにクレーム入れてもらうしか無いと思います	
	そこに故意性があるじゃないですか		故意性は確実にある
		ないですよ、その結果でやったことは治療なんですから、文言じゃないですよ	すり替えている
		あれをいったから治療じゃなくなるというのはちよっとおかしいですよ	
		そういうこと言ってやったのが治療じゃないならわかりますよ、その注射は治療ですよ	治療行為内での犯罪行為である
	治療だって傷つけることはできますよ、適切な治療法ではないやり方、だって医療裁判あるじゃないですかこういう		
		今回はその適切なやり方じゃなかったということですよ	その通り
	一般的、平均的な・・・		私が言おうとするとすぐに話し出すカビユス、私に話をさせない
		今結論だけははっきりさせたいんだけど、まず虐待じゃないです。方法に不適切な部分があれば医療過誤じゃないですけども民事的な話ですすめるなりなんなり	故意性のある医療過誤であり、動物虐待行為です

		納得行かないならやってもらわうしかない、ただやった結果どうなるかはわかりません	
		病院さんだって、私味方をするわけじゃないけれど適切な治療をさせていただきなんですよと主張すると思います	カビユスは明らかに病院の味方をしている
		ほんとにミスがあったのか確認しないとわかんないけど、結果はわかんないけどそういう方向でやってもらわうしかないです	
01:17	ネットで見ても警察は犬とか動物関係は刑事では動かないって書いてありますよ		
		ネットみられても・・・	
	捜査もしない、刑事事件でとりあげない、病院でやったそういうことに対して動かないって書いてある。そんな変な病院も多いわけじゃないと思うし		
		そうですね、そんな多かつたら偉いことになっちゃいますからね	
01:18	これ(資料)をみると動物愛護法というのは不必要な強度な苦痛を与える、残酷なこと、今回はそれにあたるとおもいます。注射行為による針という凶器の使い方を		動物愛護法の条文の資料
		なんかすごいやり方をしたんですか？	さんざん説明したのに忘れたふり
	普通じゃないですね、慎重にやらずにグサッと刺したようなやりかたですね。一般的なやり方ではないと思います		
01:19		それは逆に病院さんに聞いてみたほうがいいですよ	
	なんで？こうやって謝ってますよね、なんで謝ったんですかねそしたら		
		それはあなたからそういう話を受けたからでしょう	
		そりゃそういうふうに言われればちょっと配慮が足りなかったのかなと	ミセヅ タマカの行為を軽減させるような言い方を
		病院さんだってお客さんだもんね愛犬の飼い主さんも、お客さんからそういう話があればもうちょっとこうできたかなという配慮で謝ってるんじゃないですかそれ、私病院さんじゃないからわかんないけど	病院の代弁

		よく警察でもありますよ、言葉使いで注意されて、たしかにそういう部分があったのかなど	
01:20		少なからず人と人とやり取りする場合あると思う、そういう部分じゃないんですか	ミセヂ タマカの発言はそのレベルの発言ではない、恫喝、脅迫である
	そういうのじゃない、発言のクレームは「お前にそういう方法で打ってやろうか？」という喧嘩腰で言っている。「じゃあおまえ打つか？痛くないならおまえやるか？」という感じでクレームを付けに言った。		
	ということは相手は逆にそれについて謝っているということは痛がらせる注射をした認識があるから謝っている		
		痛がらせちゃったのは悪いなと言うことで謝罪してるんだし	「～らせちゃった」というようにミセヂ タマカの狂気の行為を軽減し表現する小林
	それもそうだし、それは認めてるってことですね		
		そこに確実な故意性は認められないですよ、あくまで治療としてやってるのに	故意性にもいろいろ種類がある
		そりゃ注射をやたらめつたら方向でやったら困りますけれども。逆に力の加減や勢いや多少のミス、誤差が医療過誤と言われたら治療なんて一切できませんよ	すり替えている、ミセヂ タマカの行為はそのミス、誤差レベルの行為じゃない
01:22	その発言と痛さをこらえたシーンをみると故意性ですよ、過失ではない		
		注射は痛いじゃないですか	ミセヂ タマカの注射は必要以上の力だった
	痛いけれども強烈な痛み方です		
		動物は喋れないもんで、そこで注射をさせるもさせないも最終判断するのは愛犬の飼い主さんだし	ミセヂ タマカに勝手にやられた
01:22	喋れないですけども、ただ痛さを堪えて(当時のシーンを思い出し苦しく声が出にくい)		
		動物だってね痛がってるの解ると思いますよ、ただ犬が痛いとか言えるわけじゃないんで。注射でそこまでのデメリットを感じる可能性があったなら愛犬の飼い主さんがもう止めないと	すぐに口を挟むカビユスヤエセコ刑事。ミセヂ タマカの凶行は素早かったため愛犬の飼い主は止められなかった。

		お医者さんはあくまで治療行為として愛犬の飼い主さんから頼まれてやってるもので、その行為に不満や心配があるのなら愛犬の飼い主さんが止めないと	患者に対し無説明、患者の同意なしは治療行為とは言わない。
01:23	止めるって言っても注射は遭難時間もやるわけじゃないしそうする中で「やめろー」なんていうがなかった		
		わかんないね、少なくとも注射の微妙な中で虐待はとれないです	微妙というレベルではない
	あれみると動物病院に対して捜査しないんだなというのが日本のあれなんだなと		
01:24	逆にどうした場合だと警察が動くのか、どこまで酷いことをされたら動くのか		
		それは叩いたり傷つけたりそういう無駄なね、みだりに傷つけるのが虐待ですね	ミセチ タマカの行為にみだり性があったし傷がついた。さらに内蔵機能を損壊させられた。
		今回そこにみだり性はありませんが、むやみやたらに	ミセチ タマカの行為にみだり性があった
	そこはグレーゾーン、注射という凶器で使いようによっては傷つけることができる、グレーゾーンのやり方だった		
	医者が守られ過ぎと言うか警察が踏み込めないとかなのかなと		
		治療行為に不満があるならもう受けさせないで下さいもうとしか言いようがない	すり替える。応召義務違反。この発言は被告病院の意図を代弁している。
		愛犬の飼い主さんが病院行きました、こういうことされて納得行かないから虐待ってなっちゃう	ならない、論点のすり替え。インフォームドコンセントがなかった
	でもこういう変な発言があって変な態度、含めてですよ一連でおかしかったのは。(カビユスの発言に対して)そういう極論をいってるんじゃない、どこの病院行ってもオレがクレームつけるんじゃないかっていうそういうことじゃない、明らかに(ミセチ タマカの)おかしな態度がその日あってこういうことされて		
		それは治療じゃなかったんですか	堂々巡り
	その注射は治療ですけどそのやり方、保定もなく発言があって		

		それだったら民事的に損害賠償を請求するしかないですよ、さっきから言ってるように動物虐待という犯罪性は問えない	
01:27		愛犬の飼い主さんは動物病院に処罰を与えないの？	原告は被告病院に厳罰を与えたい、最終的には獣医師という職を辞めさせたい。
	そうです。こういう発言があったし、証拠もあるし故意性があるから刑法でまず問う、民事なんて後ですよ。刑事でって考えて		
		今の段階なら民事で進めてもらって	
	民事だとどうということが考えられますか		
		ワンちゃんに対する医療行為での不満があるよということに対しての損害賠償を求めると話になる	
	そういう裁判の中で相手がしらばくれる可能性もありますよね		
		当然あるでしょうね。	
	そうしたら証拠どうなのって話になる		
		それを含めて裁判でどうってなる。証拠集めるのも愛犬の飼い主さんなり弁護士さん雇うなら弁護士さん	
	そこなんですよ、証拠だってそのシーンを録画してるわけじゃない		
		そりゃ客観的に見れば勝てる要素はないかもしれない、それもふまえて裁判するもしないも愛犬の飼い主さんの判断	
01:29	医療過誤の裁判なんて、手術のシーンがみえなくて手術の結果から解剖してってそんなことになっちゃう		
		民事は民事で大変だと思います。結果的に何が残るのかなと考えちゃうときはあります	
	時間も金も精神的にも辛いですよね		
		私もやめたほうがいいよとは言えないので	

	ただ証拠もあるし訴える価値はあると思うんです		
		そのへんの天秤をしっかりとかけて考えなきゃいけないかなと思います。最終的にマイナスになっても闘いたいなら闘えばいいと思うし、勝算があるなら闘えばいいと思うし...	
	じゃあ民事で考えたい、小林何さんですか		
		カビユス ヤエセコです、■■■の■■に■■■の■■です	
	もしかしら民事の裁判の書類の中に今日のことやあなたの名前も書くかもしれない		私は被告病院と警察が癒着していると察知したのでこの発言をした
		ああそうですね。ワンちゃんが大切なのはわかりますよ、そこを否定するつもりはないし	
	そういうことがあるならば毎回毎回録画してって世界になっちゃいますよね		
01:32		ただ録画もちょっと気をつけて下さい、駄目とは僕らからは言えないですけど、例えば録音とかしてないですよ？なんでもそうなんですけど(他から電話が入る)	録音していた
	わかりました		
		私も言葉足らずのところがあつたかもしれないですけど、すみません立て込んでて申しわけないですけども	
01:33			帰り際頭を下げたカビユスに見送られた